

総合海洋政策本部参与会議（第67回）議事概要

- ◆日時：令和5年3月1日（水）15時00分～17時00分
- ◆場所：オンライン（Webex）
- ◆議事概要（参与の発言は○、事務局等の発言は●で示す。敬称略。）

1. 開会

2. 本部会合開催について（報告）

〔資料1について、事務局及び座長から説明。〕

3. 第4期海洋基本計画（パブリックコメント案）について

〔資料2-1、2-2、2-3について、事務局から説明。以下、意見交換。〕

- 教育・育成に関して、2点申し上げたい。厳しい国家の財政状態の中で行政運営をしていくと、どうしても教育や育成になかなか手が回らなくなることが懸念される。これをおろそかにしないために、ぜひ基本計画の中にもしっかりと盛り込んでいただきたい。具体的には93ページ、5行目、シミュレーション共通基盤に係る開発が実施されるという箇所、東京大学で行われるマリンアンドオーシャンデジタルエンジニアリング講座がまさにこのシミュレーション共通基盤の開発につながっていくと思う。経産省で本件についてお話しさせていただいた際、経産省としてもこういったものはぜひ応援したいと、大変心強い言葉をいただいた。できれば担当部局に経産省も追加していただき、場合によっては経産省の支援を仰ぎたいと思うので、検討いただけないか。

2点目、次の94ページ、独立行政法人海技教育機構の多科・多人数配乗を改善するために、産官学が連携して人材育成に取り組むとある。この数年J M E T Sを何度か訪問して感じる所、文部科学省、国土交通省はいずれもしっかり取り組んでいるが、なかなかこの2省にまたがる案件についてうまく機能していないというのが正直な印象で、例えば文部科学省主催の懇談会での結論がなかなかこのJ M E T Sの中で活かされない。どうしてかと考えると、やはりプロジェクトオーナー、誰が責任を持ってこれを推進していくのかということがはっきりしていない、しづらいというところではないかと感じている。そこで、海技者の議論や、免状発行も国土交通省で行っているわけで、例えば国土交通省が主体的に主導して人材育成に取り組むといった、プロジェクトオーナーが誰だということを明記できないか。国土交通省がで

きないのであれば、今回、運営本部の事務局を機能強化したと謳っているの
で、横ぐしを刺すという意味でも、ここに事務局の内閣府を入れていただき、
内閣府がプロジェクトオーナーとなって推進することを検討いただけないか。

- 多科・多人数配乗の件だが、今日いただいた意見については一旦預かり、関
係省庁と検討してみたい。基本的に、第2部については政府の行動計画とい
うか、責任官庁の部分もあるため、ここからは政府与党にお任せいただき
たい部分というのもあるが、今日いただいた問題意識を受け、どういった修正
が可能か考えてみたい。
- 今いただいたシミュレーション共通基盤についての指摘だが、まずは関係
課とも話をさせていただき、記載ができるかどうかを確認したい。我々とし
ても、支援ができるような具体的な施策があるかどうか、今、はっきりは分
からないため、内部で調整し、海洋事務局を通じて返答させていただきたい。
- 基本計画の書きぶりは本部事務局に任せるが、いずれにしても、国土交通
省としては、海技人材の育成について、本部事務局、文部科学省、大学、業界
の皆様も含め、関係者の協力を得ながら調整を図っていききたい。
- 国連海洋科学の10年についての記載を、様々な箇所を増やすことができな
いか。国連海洋科学の10年は、御存じのとおり、SDGsのNo. 14の海の豊かさを
守ろうという目標について、ほかのSDGsゴールに比べて各国の取組が弱いと
いう点を克服するため、国連が定めた2020年から2030年までの10年なのだが、
この取組に日本としても積極的に貢献していく、取り組んでいくという力強
い文言がこの海洋基本計画の中でもう少し様々な箇所にちりばめられてもい
いかと思う。もちろん、2つ目の支柱である「持続可能な海洋の構築」にはこ
の言葉がよく出てくるが、国連海洋科学の10年の7つの社会目標には、「安
全な海」もしっかり掲げられているので、もう一方の支柱である「総合的な
海洋の安全保障」にも十分政策、施策を通じて貢献するものだし、また、第2
部の1～9の具体的な取組の中で、この7つの社会目標に関連づけながら貢
献できるというような箇所には、積極的に国連海洋科学の10年への貢献とい
う文言を加えていただけないか。
- 今回、海洋基本計画の中で市民参加型科学についても謳っており、国連海
洋科学の10年に関係すると思うので、記載ができないか検討したい。
- 2点コメントさせていただく。1点目、海洋の安全保障に関する記述につ
いて、従来の計画や昨年末の参与会議の意見書の中では、抑止力・対処力と
海上法執行能力が並列に記載されていたが、今回の新しい計画案では防衛力
と海上法執行能力が並列に記載されており、ともに抑止力・対処力の要素で
あるような形になっている。これも新しい国家安全保障戦略あるいは海上保
安能力強化に関する方針と整合性を取った結果だと思うし、また、昨今の海

洋安全保障の環境に即した整理だと感じている。

2点目、衛星VDESに関して、今回の計画案の81ページ、⑤の経済安全保障に資する研究開発の中に重要技術育成プログラムによる衛星VDESの技術育成の記述がある。一方で、この新しいシステムの利用サイド、海洋の安全保障や、MDAの能力強化、さらには海洋の産業利用等の部分では、VDESの記述はあるが、衛星VDESの記述が入っていない。これも衛星VDESが研究開発の段階であるため、利用サイドの箇所には記述が書き込めなかったのではないかと想像しているが、衛星VDESという新しいシステムについては、MDAだとか、先般の知床沖の事故のような場合の連絡手段等、様々な利用、活用方策があると思う。そういった趣旨から、今後の衛星VDESの活用体制の構築等についても、ぜひ事務局あるいは内閣府が中心となり、横ぐしを刺して、検討を進めていただきたい。

- 3点ほど指摘させていただきたい。まず、全体として第1部と第2部の構成は、第1部は参与会議意見書をベースにしたもの、第2部で責任省庁がはっきり書かれていて、責任を明確化してどこが何を実行するかというマニュアル的なものになっているという認識である。その意味で、第1部と第2部の間で少しニュアンスの違いがあることが気になっている。具体的には、例えば、浮体式洋上風力発電に関して、24ページの第1部では、浮体式の洋上風力発電の導入目標の設定を促進すると書かれていて、第2部では、67ページ、浮体式も含む3000万kWから4500万kWというように、数値目標が記入されている。しかしこれはある意味で矛盾していると思う。第2部の数値目標については、元の官民協議会の中の資料には浮体式を含むとはなかったと思うので、EEZの浮体式に対しては、これから新たに導入目標があるのだという認識でいる。67ページの浮体式も含むという文章は削除すべきだと思う。

2点目、海洋空間計画に関して、参与会議意見書でも、どこにはめるとぴったりくるのか悩みどころだったと思うが、第1部、32ページでデータの共有・利活用の箇所に海洋空間計画が出てくる。その上で、再エネ、海域両方に海洋空間計画が利用されるようにと記載されている。これは大変結構だが、第2部だと、55ページ、海洋空間計画は「海しる」における共有・可視化ということで、「海しる」を進めるためだけにあるという位置づけになっており、再エネ海洋利用法に続くような文言はない。これはぜひ加えるべきと思う。

最後に、人材育成の箇所だが、特に大学院の活性化というところで、第1部では、例えば8ページ目に科学的知見の充実、科学技術イノベーションのための人材育成の場として産学連携で協議の場を設けるとある。35ページでも同様に、科学技術イノベーションのための産学連携の場が必要であると謳っているが、それに対応するものを、第2部にも、責任省庁を明確化した上で

書き込むべきと思う。

- まず、洋上風力の浮体式の導入目標の設定について、24ページの第1部に書いており、一方で、第2部では、3000万から4500万を2040年までにとある。この数値は確かに既存の数値で、ここに浮体式も入るのは事実だろうが、浮体式だけを抜き出してどれだけの数値目標にできるかというのがこれからの作業だと考えており、これから資源エネルギー庁を中心に作業が進められるのだろうと思う。
- ただいま指摘いただいたとおりだが、67ページの2040年までの浮体式を含む目標については、2020年の洋上風力産業ビジョンに記載されている文言そのままである。ただ、これは浮体式単独の目標ではないので、EEZ等の展開も含め、浮体式の展開に当たっては浮体式の導入目標、これは単独の目標もつくることの重要性も、昨年、洋上ワーキング等で目標をつくると掲げているので、今後取り組んでいきたい。
- 海洋空間計画に関してだが、参与がおっしゃるとおり、第1部では意見書のとおり構成としている。第2部での整理に当たり、排他的経済水域等の有効な利用等の推進のための基盤環境整備で位置づけるべきだろうということで、こちらに記載している。また、その中で排他的経済水域等の有効な活用ということで、法令に基づく様々な情報を、現在、海洋状況表示システム「海しる」と言っているが、そういった政府公認のシステムで情報公開をしているところ。指摘のあった再エネ関係の情報も含めた形として、管轄海域における法令の適用による規制や利用の実態をしっかりと整理した上で、皆様に公表していこうという趣旨で書いている。いただいた意見を含め、今後、表現ぶりについては調整させていただきたい。
- 35ページでは、まさに海洋におけるイノベーションの人材という観点から、協議の場の構築も含め、産学官が連携するという基本的な考え方を示していただいたと思っている。イノベーションと言っても様々なところで起きることもあり、個々の事業や取組の中でそれぞれ必要に応じてやっていくものと考えている。例えば93ページのシミュレーション共通基盤に関して、産学官の連携を推進するというのも書いているし、現在、別途AUV戦略の策定の検討を進めているわけだが、産学官が連携して戦略をつくっていく中で、まさに人材育成をどうしていくかといった議論もあるかと思う。そういった個々の取組の中で、この産学官連携という観点の下で人材育成にどう取り組んでいくかを考えていきたい。
- ぜひよろしく願います。浮体式洋上風力に関する海洋空間計画は、今日この後EEZの利用についての国内法の話があるかと思うが、それと同時並行で進んできたところがあると思う。今後EEZの利用が進むことになれば、

浮体式洋上風力に関する海洋空間計画は非常に重要になるので、ぜひこの話を新たに書き加えることをお願いしたい。

- 所見と質問がある。所見だが、海上保安庁と自衛隊の連携について今回、国家安全保障戦略等が決定されたことを踏まえて、不断の議論を実施すべきであるといったものから連携・協力を不断に強化するという言葉に改められた。大きな進展であり、この方向でやっていく必要がある。

質問だが、第2部で、各項目で関係省庁の名前が列記されており、例えば海洋監視や情報収集等のハード面の整備には、財務省が記載されているが、一方で、例えば海上保安庁の船の整備には財務省の名前はない。財務省の記載があるところとないところには、何かの基準があるのか。

- 情報収集のインテリジェンスの世界でいうと、関税局、税関が外為法なども含めて当事者として、実施部隊として持っているということである。そのため、このプロジェクトの省庁に名前を連ねている。このプロジェクトについて何か特段の配慮があって名前を連ねているというよりは、税関として入っているという趣旨である。
- 主計局ではないということか。
- 指摘のとおり。
- カーボンニュートラルが非常に重要な施策として位置づけられていて、二酸化炭素の回収・貯留、あるいはサプライチェーン全体での脱炭素化ということが重要なテーマとして挙げられているが、LCA（ライフサイクルアセスメント）、要はサプライチェーン全体でカーボンがどのぐらい発生しているのかという情報をきっちり取って、整理して蓄積し、さらに、市民が見ることができる。そういった流れが位置づけられておらず、どこかに書き込まれるといいと思う。
- ほぼ意見書を踏襲していただいた第1部と、第2部の個別の施策の間の関係を、もう一度事務局のほうで見ていただき、相互に矛盾する、あるいは、第1部で言及しているもので第2部の具体的施策にうまく反映されていないものがないかどうか、もう一度見ておいていただければと思う。第1部と第2部とよく見比べてもらい、相互に矛盾しないような記述ぶり、あるいは誤解を招かないような記述ぶりを精査していただけるとありがたい。
- 今回、第2部を作るに当たって、意見書としていただいた中で、何とかすべきである、重要である、必要であるという意見をいただいたものが、どういった具体の取組として担保されているのかということについては、作業の初期段階から整理して、第1部で求めているものに対して第2部の取組で抜けないのか、チェックをしながら進めてきたところである。指摘があったので、もう一回改めて整理はしたいと思うが、当初からそういった問題意識を

持って第2部のまとめに当たったということをし添えたい。

第1部と第2部との関係で申し上げますと、第1部は政策ということで、方向性であり、第2部が取組ということになる。一つを取組が様々な色を帯びているということはあると思うので、第2部は取組ベースで基本的にまとめているため、必ずしも第1部と同じ構成のまま第2部にあるというわけではないが、第1部でやるべきと記載されたものは、第2部で必ず何がしか弾があるというような構成にはなっている。

- なおいっそう、もう一度見直してほしい。要は、表現ぶりによって見ると、これはちょっと矛盾しているのではないかと読み取れてしまうと具合が悪いので、誤解が生じないような形を考えていただくのがいいのではないかとということである。

4. 自律型無人探査機（AUV）戦略プロジェクトチームにおける検討状況について（報告）

[資料3について、参与から説明。以下、意見交換。]

- 大変興味深いプロジェクトで、ぜひ成功していただきたいと思っている。先ほどから出ているように、研究開発は優れているのだが、社会実装が遅れているという、日本によくある感じの発言があった。その際、民間から見ると、大量に作って、大量に運用したら間違いなく社会実装も進んでいくと思う。しかし、どうしてそうしないかといえば、ではお金は一体誰が出すのかといった問題にいつも引っかかり、ではちょっと待ちましょうという形で遅れてしまうわけである。ちょっと乱暴な意見かもしれないが、国の予算をしっかりと出してもらい、入口を広げていただき、一気に大量に作ってしまうという案もあるのではないかと思うが、このプロジェクトの中で、国に予算を要求してがんがん作るという形は俎上に上っているのか。それとも、それは政府にお任せする、または民間にお任せすることになるのか。
- 第1回と第2回の議論の中では、具体的にそこまでは出ていないというのが現状であり、4ページ目には、この戦略プロジェクトチームとして官民プラットフォームを設置していくと書いてある。この官民プラットフォームの中で具体的な予算取り、あるいはシーズ、ニーズのマッチングなども含め、もう少し具体の検討がなされていくことが期待されていると思う。この戦略プロジェクトチームの中では、そこまでは話し合われていないというのが現状。
- ただいま説明のあったとおり、国であれ、民間であれ、そこにどう投資をしていくというためにどう意味があるのか、その必然性をきちんと示していく必要があると思っており、このAUV戦略の中では、将来のビジョン、将

来どう使われるか、それはもしかしたら公的な国としての仕事かもしれないし、民間ベースの仕事かもしれないというので、両方あると思うが、やはり何に使われるのか、どういうところにニーズがあるのかというのは、まだニーズ側もはっきり見えているわけでもないの、そこをきちんと共有することが今の指摘につながっていく第一歩かと思っている。来年度その辺りを議論できればと考えている。

- A U Vが昨今非常に注目されているような印象があるが、S I Pで様々な技術開発が進められてきて、さらに、経済安全保障重要技術育成プログラムでも独創的なテーマでこのA U Vに関する研究開発がスタートしようとしている。その中で、私がこのP Tを非常に重要な組織だと思っている理由は、個別の技術開発等は、J A M S T E Cや、S I Pもそうだが、個別の研究機関でしっかりと行っていけばいいと思うが、どういう方向に進むべきなのか、どういう使い方をすべきなのかという方針がしっかりと練られていない中でやっているため、どうしても大きく広がっていかないのだろうと思う。その中で、まさに令和5年度に行われるこのP Tの中の議論をさらに深め、官民プラットフォームをつくり、そこで使い方あるいはニーズ、シーズについてしっかり議論し、マーケット全体を冷静に分析することで、このA U Vが本当に社会の一つの事業として使えるようになるのではないかと。もっと広い使い方ができるような時代がこの官民プラットフォームの中の議論によってできていくということをぜひ実感していきたい。それがまたほかのテーマにも広がっていくというのが理想的な展開ではないか。
- 重要なコメントかと思う。同様の、早く戦略を、方向性をという意見は他にもいただいており、おそらく民間の事業にとっては、一体何をしているのだというスピード感が全然違うのではないかとプレッシャーを感じつつ、このP Tを運用しているところである。日本の民間は世界のニーズにしっかりと目を向け、それに対応して開発、社会実装しようとしている会社もあることから、戦略や方向性を加速してつくっていかなくてはいけない。
- 中間報告で出せるだけの方向性を出せるように尽力いただけるとありがたい。

5. 排他的経済水域（EEZ）における洋上風力発電の実施に係る国際法上の諸課題に関する検討会の取りまとめについて（報告）

〔資料4について、事務局から説明。以下、意見交換。〕

- 先ほどの説明の中で、安全水域の具体的な運用についてきっちり定めなければいけないという説明があった。ということは、この安全水域は、国内法

や国際法で、ある程度自由度をもって決めることができるものなのか、ここだけは絶対に守らなければいけないというようなことがあるのか。

- 今回、国際法上の諸課題の検討ということで、安全水域については、洋上風力発電施設の外縁から500メートルを超えない範囲で設定でき、適切な通報を行わなければいけないといった規定がされている。これは義務ではなく、必要に応じてやると。逆に、必要以上に設定してはいけないといった議論も意見として出されている。基本的には、海洋構築物安全水域設定法として既に国内法に落ちているので、これをきちんと適用していけばいいという考え方ではあるが、検討会の中では、500メートルというのが本当に十分なのか、あるいは大型の洋上風力発電というのは複数個、何十個の広い海域に設置されることもあるので、その際に、全体の外縁を安全水域とするのか、それともその間を船が通れるようにするのかといった具体的な運用の検討は、まさにこれから国土交通省ほか、関係省庁の間で検討を進めていく必要があると認識している。
- この検討会は国際法がメインテーマであるが、行政法、工学、金融等の様々な分野の専門家が参加していたので、この6つの論点にかかわらず、幅広い自由闊達な議論が行われたという印象だった。
なお、UNCLOS（国連海洋法条約）が発効してから何十年も経過していることから、海洋を取り巻く環境の技術的發展、あるいは環境影響評価に対する対策の必要性など、状況がかなり変わってきており、例えば、洋上風力施設だけではなく、船舶に関しても大型化・高速化するなど、当時、条約が想定した環境とは大きく異なってきているという実態がある。その中で、UNCLOSにいかん厳格に合わせていくかではなく、国際法の問題、それに対する現実世界、あるいは国家をどういった方向に進めていきたいのかという国家戦略の在り方なども踏まえ、どう向き合っていくかを考えていくべきという議論が特に印象深かった。
- 1点質問がある。2ページ目の「おわりに」という箇所、EEZにおける洋上風力発電実施に向けた具体的な国内法制度整備の検討を速やかに開始するということが、これのスピード感、あるいはいつ頃整備されるのかというイメージはあるか。非常に難しい問題か、それとも、UNCLOSをはじめとした今あるものをうまく組み合わせ、それほど時間はかからずにできるものなのか。
- 様々な論点があるので、一個一個関係者と慎重にやらなくてはならないと思っている。一方で、いたずらに何年もかけて検討しようとは思っておらず、制度が具体的なビジネスのニーズの足かせになってはいけないので、具体的な事業案件が出てくる前に制度設計をしたいと思っている。ただ、今の時点

でいつ成立するとは、確たることは申し上げられないが、既に関係省庁と検討を始めており、肅々としてしっかり進めていきたい。

- これは企業がどれだけ投資しようかという際の非常に重要なシグナルになるので、できるだけ早く進めていただくのが望ましいと思っている。

- 国際法上は原則レベルでは問題がなく、沿岸国はEEZにおいて経済活動を行う主権的権利を持っているので、洋上風力発電を行うことも、その周囲に安全水域を設定することも、基本的に自由にできるはずである。ただ、問題になるのは他国による海洋利用に対しても妥当な考慮を払わなければならないという点である。非常に広い海域にわたってウインドファームを設置し、その全体について安全水域を設定すると、付近を航行する船舶の航行の自由に大きな影響を与える可能性があるので、現実の設定の際には、重要な航路となっていない海域に設定するといった、様々な調整は必要になってくると思う。そうした点に留意しつつ、進めていただければと思っている。

6. 我が国の管轄海域の調査・確認の結果について（報告）

〔資料5について、事務局から説明。以下、意見交換。〕

- 例えば資料の4ページの図にあるように、領海の基線という概念がある。基線から一定の距離を測って領海やEEZが設定されるわけだが、今回のように島が消失したり、あるいは低潮高地に変化したことに伴って、日本の基線に対する影響についてはどのように処理される予定なのかお伺いしたい。
- 厳密なところ、基線としての低潮線が外側に出て管轄海域が広がるというようなところも現実には出てきているが、これまでの測量の精度の誤差の範疇に収まっているため、基本的には四捨五入なりしたときに管轄海域の面積は変わらないとして取りまとめている。
- では、基線に変更はないということか。
- そのとおり。具体的な基線の場所については変化が出てくるのだが、海域全体の面積は変わらなかったという結果になっている。
- 細かいことだが、全体の面積が変わらないとしても、場所によって凹凸の変化があると、仮にEEZの境界線付近で何か物事が起きたときに、それがEEZの中なのか外なのかということが問題になり得る事態も生じるかもしれない。そういった意味で、基線自体は変わっているのか。
- 領海の基線が少し外側になったりといったところでの影響は発生しているが、面積自体は変わっていないという状況である。
- ただ、非常に細かく見ると、基線は変わっているのか。

- 指摘のとおりである。
- そこは、どう変わったのかというのははっきりしているだろうから、それに応じて問題に対処するが、資料の図の程度の精度でいえば、どこが変わったのかが分からないぐらい微細な結果だという話か。
- そのとおり。
- 今回の質問の関係では、今回の調査結果が海図に反映されて、そこで初めて基線の変更となるのだと思う。それと、今回、島が幾つか減ったということで、自然現象としても誠に残念だが、一方で、低潮高地が新たに発見されているので、相殺された結果、管轄海域に大きくは変化がなかったと理解している。その意味で、今後とも新たな、まだ見つかっていない低潮高地がある可能性があるので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。
- 補足いただき、ありがたく思う。引き続き関係省庁と連携し、調査の精度を高めて進めていきたいと思っている。
- 国際的に何か告知や告示、通知、あるいは承認を得ることは必要なのか。それとも、我が国が主張すればいいのか。
- まず、国際的には国連事務総長に海図を寄託することによって我が国の管轄海域が決まるという形になっているが、現実的には、今回のように海図が整理されたからといって都度国連に寄託するのではないと聞いているので、今回、微妙に海図の精度がよくなったということをもって、日本の管轄海域が大きく変わることは技術的にはあり得ないと考えている。
- 沿岸国が公認している大縮尺海図に載せた基線がその国の基線ということになるので、その基本となる海図を変えていなければ基線は変わっていない、海図を変えると基線も変わると考えている。
- 原理からすると、別にどこかから承認を求めなくてはいけないというものではないということか。
- そのとおり。自らそれを測って公表すればよいということである。
- ただ、国際社会の便宜のために国連には報告するという慣行になっているということだと思う。

7. その他

[工程表の進捗状況について、事務局から説明。以下、意見交換。次回の開催について、事務局から説明。]

- 今期の工程表はこれで締めるわけだが、新しい基本計画に基づき、この第2部で出している取組がどういった進捗状況か、参与会議としてモニターさせていただかなくてはいけないと思うが、具体的に大変膨大なものになるの

で、どうやって進めるのが一番効率的、合理的か、今後相談させていただきたい。

- 工程表について、予定どおり進んでいるものは良いが、うまくいかない、取りやめる、あるいは期間を延長すればできるというようなものもあるかと思う。そのとき、特に多くの省庁が絡んでいるものについては、どこが責任省庁なのかをはっきりさせてそれを督促して実施させる、あるいは問題を解決させる機能が必要かと考える。いかにフォローしていくのかが不明確だと感じている。
- 今ある工程表は、線表と呼ばれるフローチャートがついているのだが、それはおおむね各省庁が、それぞれ例えば検討会や審議会というところに諮った事業の計画といったものを載せている例が多い。したがって、事業は担当省庁別になっているので、それぞれの担当省庁で進捗なり改善策なり、あるいは当然予算措置も含めて対応をそれぞれ考えるのが基本である。ただ、例えば関係省庁が一つになって一つの作業をする場合は、調整メカニズムとして、実際には連絡会議であるとかそれぞれの事業の中で調整の仕組みを設けているので、事業の在り方自体を海洋事務局から意見を求める機会はそれほどない。しかし、それを参与の目から御覧になり、やはりそこが抜けている、必要だとかという意見があれば、それは事務局としてお聞きし、対応することになるかと思っている。繰り返しになるが、今ある線表は、それぞれの省庁がそれぞれの審議会や検討会で諮った上で設置しているのがほとんどであり、その中で、今おっしゃったような問題なり解決なりを図られていくという流れになっていると思う。
- 第2部には様々な事業が記載されているが、例えば第1期等の過去から継続している事業なのか、今期初めて計画された事業なのかについて区別がつきにくい。当初の予定以上に時間を要する、あるいは達成が困難となっている事業については整理していく必要があると思う。特に多数の省庁に関係するものは、責任の所在が不明確にもなりがちであり、事務局にはこれらを整理すべく尽力していただきたい。
- 工程表については、参与会議でも前々から議論が続いてきており、これだという決定打はなかなかないのだが、また今後、新しい工程表ができるので、どう進めていけばいいかということはぜひ参与から意見をいただければと思う。今回、比較的客観指標のKPIをつくっていただいたことから見て、そのKPIが方針どおりに進んでいるのかというのは見やすくなる部分があるかと思うが、あまりKPIがうまくできていないところは、往々にして着実に進行していると担当省庁から回答されるわけで、そうなると、本当に着実なのかどうかよく分からないという問題が出てくる。このようなところにつ

いる。そうした都合上、どうしても位置づける場所・見出しが違うのでニュアンスが違うように見えることもあるかもしれない。海洋空間計画について指摘のあった部分もそういったところであるかと思うが、記載する箇所の整理についても、最終的には事務局、政府にお任せいただけたらと思っている。

8. 閉会

以上